

地球温暖化対策加速化支援無利子融資(子補給)金(環境省)

(2010年5月31日現在)

<p>目的</p>	<p>本事業は、地球温暖化対策のための設備投資を促進し、二酸化炭素の排出削減を推進するため、民間金融機関が行う環境に配慮した事業者に対する融資制度のうち、地球温暖化対策の加速化に係る設備投資のための融資(温暖化対策加速化環境配慮型融資)を受ける事業者に対し、利子補給(3%を限度)を行うもの。なお、助成を受ける事業者には、二酸化炭素排出量の削減目標を誓約する必要がある。</p>
<p>スキーム</p>	<div style="text-align: center;"> <p>地球温暖化対策加速化支援無利子融資(子補給)制度スキーム図</p> <p>国(環境省)</p> <p>金融機関選定基準の提示等の指導・監督 ↓ 出資(補助金)</p> <p>日本環境協会(環境配慮型設備投資促進基金)</p> <p>公募・選定 ↓ ↑ モニタリング結果の報告 ↓ 利子補給(※1) (3%を限度)</p> <p>民間金融機関 (日本環境協会による一般公募での選定)</p> <p>環境格付環境投資への貸付・モニタリング ↓ ↑ 貸入返済金及び利息 (通常金利) CO2排出量報告 ↓</p> <p>子補給対象者(環境配慮型融資企業)</p> <p>モニタリング(※2) ↑ ↓ 返還</p> <p>※1 企業は金融機関に、代理申請・受理その他利子補給金の交付に関する一切の手続きを委任。 ※2 金融機関からのモニタリング結果を検証するとともに、適宜実施。</p> <p>※財団法人日本環境協会ホームページ「地球温暖化対策加速化支援無利子融資(子補給)金交付事業について」(2010年3月1日)より引用</p> </div>
<p>融資条件等</p>	<p>【融資条件】平成20年(2008年)を基準年とし、融資開始日から以下のいずれかの誓約を行った子補給対象者；</p> <p>[1] 3年以内にCO₂排出原単位6%改善又はCO₂排出量6%削減</p> <p>[2] 5年以内にCO₂排出原単位10%改善又はCO₂排出量10%削減</p> <p>【対象範囲】地球温暖化対策に係る設備投資であって、平成21年4月以降に工事が着工され、申請時において工事が継続しているもの</p> <p>【利子補給対象融資限度額】30億円/件(基金の執行状況に応じて変更することがある。)</p> <p>【利子補給率上限】3%を限度とする。</p> <p>【利子補給期間】借入れ開始日から開始して3年間以内(貸付の返還期限を上限)</p>
<p>問合せ先</p>	<p>取扱金融機関は財団法人日本環境協会ホームページを参照 URL : http://www.jeas.or.jp/</p>